

国 政 総 収 第 号
平成 25 年 10 月 日

市民要求実現実行委員会
樫村 芳 様

国分寺市長 井澤 邦夫

2013 年 市民要求実現実行委員会要望書 (回答)

標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

総論的要望

1, 新市長は、市民の声を直接聞く姿勢をとってください。

＊政策部 秘書課

市長就任後、所信表明において、「市政を執行するにあたっては、市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指します。」と述べています。このことから私は就任以来、市民の声、意見を極力聞くように努めています。さまざまな団体の各種会議等をはじめ、地域の祭礼や小中学校の運動会、学芸会そして各種市民団体の行事等々積極的に参加することで、違う立場の市民の方々から話を聞く機会を設けるようにしています。一人でも多くの市民の声を聞き、その意見や考えを市政に反映させることが「国分寺市自治基本条例」における市政運営の基本理念です。今後もさらに市民の声を直接聞く機会を増やし、健康で文化的な都市として、より豊かで、より暮らしやすいまちをつくる努力をしてまいります。

2, 枠配分予算を一律全面削減するのではなく、必要な部には増額してください。

＊政策部 財政課

平成 26 年度予算編成方針に記載のあるとおり、平成 26 年度予算編成については、枠配分方式はとらず、ゼロベースからの部局積上げ方式より、予算編成を行います。

枠配分方式では、各部局に予算の一律削減を求めていましたが、ゼロベース積上げ方式では、各部局において予算の徹底したスクラップ・アンド・ビルドを行い、十分に精査した上で必要な経費を計上します。

3, 約 10 億円といわれる実質「地方交付税」である「臨時財政対策債」の有効な活用をしてください。

＊政策部 財政課

臨時財政対策債の借入については、現在検討中です。ご指摘のとおり臨時財政対策債は、その償還費用に地方交付税が措置されることになっていることから、実質的な地方交付税の代替財源であると言われています。

とはいえ、臨時財政対策債が地方債であることに変わりはありません。借入することにより、その分地方債残高は増額となります。また、地方交付税の制度上、償還費用の全額が措置されとは限りません。

従いまして、現在及び将来の財政負担とならないよう、慎重に検討する必要があります。

4, 財政危機の大きな要素である北口開発は、例えば、駐輪場（約 15 億円）の設置等について、JR 等に費用負担を図る等、市負担を軽減し、国分寺にふさわしい、街づくりをしてください。

駐輪場の整備費に関わる負担については引き続き鉄道事業者と、協議・交渉を進めています。また、本再開発事業では特定建築者制度を導入しており、施設建築物工事に係る人的・資金的負担の軽減を図っています。ビルや広場についても、国分寺らしさを体现できるよう工夫を施すとともに、駅周辺の魅力づくりを再開発事業だけで完結させず、周辺にも効果が及ぶよう街づくりを進めていくことで、まちのにぎわいや活力を生み出し、国分寺市の未来を切り開いていきたいと思っています。

子育て関係の要望

*児童福祉法の第24条では「市町村は、保護者の労働又は疾病その他政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条2項に規定する児童の保育に欠ける場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。」となっています。国分寺市において待機児童がふれている現実、法律違反といえます。また、待機児童の数値的な減少だけを目的とするのではなく、質の伴った保育体制における受け入れ体制の構築を要望します。

5. 待機児童の早期解消と柔軟な入園体制の構築を要求します。

民営保育所の増設による市の「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画」の推進には待機児童の減少など評価できる部分はありますが、今年度には再び待機児童が増加している現状です。また、平成25年度の保護者連アンケート結果では、「待機児童の年度途中からの入所が困難」との声が50%と多数あがってきていることから、まだまだ問題解決には至っていません。特に0歳児、1歳児の待機児童の増加という状況に保護者からの不安の声が多数寄せられています。アンケート結果において待機児童数の早期解消のために必要なこととして最も多いのは「現在ある公設公営の保育園は残し、その上で民設民営の保育園を増設する」で、次いで「保育士を増やし、今ある保育園の定員を増やす」となっています。平成26年度に西恋ヶ窪の保育所整備が予定されていますが、現状の待機児童数（平成25年9月1日現在、0・1歳児合計138名）を新設1園の定数増だけではまかない切れなのは明白で、待機児童解消策としては不十分です。そこで、待機児童解消のために、市が責任をもって質の高い認可園のさらなる増設をすることを要望します。また、特に待機児の多い0～2歳児の枠が増えるよう早急に対策をとっていただく一方で、兄弟姉妹の同一保育所入所を確約し、年度の途中入園枠を設けるなど柔軟な保育園体制を整えるよう、あわせて強く要望します。

平成 24 年 4 月 1 日現在の未就学児人口は 5,469 名、平成 25 年 4 月 1 日の同人口は 5,653 名と 184 名の増加となっています。そのうち 0 歳児が 42 名、1 歳児が 75 名と低年齢児の増加が目立ちます。また、地域的には泉町が 97 名と半数以上を占めています。これは同地区に集合住宅が多く、この時期にも大規模なものが新設されたことも影響し、さらに、0 歳児・1 歳児の定員数は高年齢児に比べ相対的に少ないことから、待機児童増加の要因となってしまったと考えられます。

市では、平成 23 年 9 月に策定した「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画」（以下「全体計画」といいます。）に基づき待機児童の解消に努めてまいりました。昨年度までは順調に推移しておりましたが、今年度は全体として増加しており、ご指摘のとおり年度途中の低年齢児の入所は困難な状況です。

平成 26 年 4 月の整備としましては、西恋ヶ窪地区に 1 園（定員 100 名）あらたに増設いたしますが、今年度の状況から、この増設のみで待機児童解消を達成するのは非常に難しい状況ではないかと考えております。

市の待機児童解消に向けての施策は平成 21 年に策定した「子育て・子育ていきいき計画」で保育ニーズの調査を行い、前述の「全体計画」で平成 26 年度の市内の認可保育所定員を 2,100 名にするべく計画的に行っています。今後は、国が新たに進めている「子ども・子育て支援新制度（平成 27 年度施行予定）」に基づき、改めて保育のニーズ調査を行い、平成 26 年 4 月に待機児童が解消しない場合は、平成 27 年度以降の待機児童解消計画を作成し、保育所への入所を必要とする乳幼児とその保護者の希望が叶う保育環境の整備をし、もって子どもの健やかな育ちの保障をしてまいりたいと考えております。また、その増設に当たっては、従来どおり誘致に当たっての審査基準を作成し、質の高い優良な保育所の整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、ご要望にある兄弟姉妹の同一保育所入所については、概ね 5 年に一度、保育所の入所基準の見直しを行っていますが、昨年度「認可保育所入所基準検討会」を開催し、その中でも議論の対象となりました。検討の結果、平成 25 年度の入所から入所基準を改正し運用しています。

6. 国分寺の定める保育施設運営のガイドラインの策定を要望します。

国分寺市では、民設民営数が増加しており、待機児童解消策としてのメリットも確認されている事実もあります。しかしながら、管理体制への不透明と保育園という教育の場として公による監視体制及び参入園の保育理念は保護者に伝わっていないのが現状です。さらに、国分寺市が計画している公設園の民営化においては、「保育の質のバラツキ、低下」と「運営面など市の保育の責任の所在が不明確なこと」を保護者は危惧しております。上記の状況を鑑みて、国分寺市の保育施設の運営の基本となるガイドラインを設け、市の責任部分の明確化を行い、国分寺の子育てを担う施設として、必要な条件を示し養育の質などの面で安心できる保育を受けられるように要望します。新設園にたいしてもこの条件

を満足できないときには、設置を見送るなど、よりよい保育が確保できるよう要望します。このガイドラインは、厚生労働省や都の基準を含み、さらに国分寺市の公立保育園として、子どもをよりよく保育するうえで大切にしてきたことを記すものです。それは民営園がさらに保育の質をあげるべく創意工夫していることを阻害するものにはなりません。また、「全体計画」の主要事項である「基幹型保育システム」を実現するためにも、このガイドラインは有効であると考えます。そしてガイドラインを策定するうえでは、保育の質の担保に主軸をもちながら市・保育園職員・保護者を含めた協議をもとに作成されること、策定後も評価・検討は保護者も参加できるよう強く要望します。

*子ども福祉部 保育課

保育所の設備・運営の基準については、児童福祉法に基づく東京都の基準があり、また保育所の認可に際しては、東京都は保育所設置認可等事務取扱要綱で基準を定めています。また、保育の内容については、厚生労働省が保育所保育指針を定め、平成21年度から施行されております。この保育所保育指針は、保育の内容について定めたものであり、公立保育園も私立保育園もこの指針に基づき保育を行っております。全ての認可保育所で、これらの国や都の定めた同一の枠組みで保育を実践していることから、保育方針や各園の創意工夫に基づく保育の仕方の違いはございますが、保育の質については公私の区別なく担保されております。

また、平成23年に策定した「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画」において、民営化する園については、民営化を円滑に進めるための指針となる「民営化ガイドライン」の策定することとしております。この民営化ガイドラインは、民営化を実施する園ごとに作成し、当該園の保護者のご意見を取入れながら作成します。また、市の責任については「民営化後の市の責任」として明確に記述し、運営法人に対する市としての関わり等、民営化後も市として担う役割を明らかにしております。現在のガイドラインの作成手法として、過去の民営化において作成してきたガイドラインを基礎とし、それに改善を加えていくという手法を採っております。各園の特色や理念、保護者の方の思いなども取り入れながら、一定の一貫性を持ったガイドラインをその園ごとに合ったかたちで作成するのが丁寧で適切な方法であると考えております。したがって、公設園の民営化においては、市内保育所の運営の基本となる統一のガイドラインを策定することは、この趣旨に反するのではないかと危惧いたします。

市としては、公立保育所が大切にしてきたことを「良」として保育のガイドラインを作成し、他の保育施設を規制するようなことは、国分寺市の保育サービスの水準の向上に決してよい結果をもたらさないと考えております。なにより民間保育所から賛同もされないと考えます。これは、公立保育所の保育の質の善し悪しといった問題ではなく、保育とは、各保育所がそれぞれの理念や園長のリーダーシップ等に基づき、全職員が一丸となり、創意工夫のもとに取り組むものであり、決して「他園が大切にしてきたこと」を基礎に達成できるものではないからです。

上記の点から、ご要望のガイドラインを作成することが適切であるとは考えておりません。

なお、現在、国で検討が進んでいる「子ども・子育て支援新制度」においては、保育所等の運営基準を市が策定し、その基準を満たした施設に対し、適法な施設・事業であることを確認し財政支援を行うという制度設計がなされております。市の確認を受けるために、施設は、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準及び子ども・子育て支援法に基づく運営基準を満たすことが必要です。そして市は、そうした施設に対して、状況に応じ、調査、勧告、命令等の措置を行うことができることとなっております。

7.「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画」で展開される「基幹型保育システム」の改善、実行状況の定期報告を要望します。

平成25年度の保護者連アンケート結果からは、「基幹型保育システム」への期待度は「わからない」が7割をしめ、そのメリットや実効性などを含め、全体的な認知度はまだ低いままです。これまで、保護者連では「基幹型保育システム」自体の実現性、有効性に強い疑問を抱き、度重なる指摘を行ってきましたが、計画の修正は全く行われていません。独立した運営体である民営園に対して実質強制力・拘束力のない市が、市内全保育園に対して影響力を持つことができるか全くもって不透明であるため、実態に則した計画の改善を強く要望します。また、現在この「基幹型保育システム」により保育士の研修を実施しているとのことですが、その内容について保護者は何も知らされていません。保護者はこの「基幹型保育システム」の実行状況を知り、保護者の目線から基幹型システムをチェックする権利があります。具体的には、保育士の研修情報や研修時に保育士から出た問題点の報告などは、保護者に周知されるべきです。それと同時に同システムへ保護者の声を吸い上げ反映出来る仕組みづくりも要望します。

＊子ども福祉部 保育課

基幹型保育所システムは、公が民を管理することを目的としたものではありません。公私問わず、各保育園において国や都の基準等を遵守して保育を実践している限り、行政が強制的に指導をしたり補助金の交付を取消したりすることはありません。このシステムは、強制力や拘束力によるのではなく、連携体制の構築による保育所同士の相互作用により、質の維持向上を実現するものです。そのためには、保育園職員が事業に魅力を感じ、自発的・積極的に事業へ参加していただくことが重要です。市としては、いかに魅力あふれる事業を企画立案し提供するかを検討してまいりたいと考えております。

「基幹型保育所システム」は平成26年4月より本格導入いたしますので、現時点では試行実施している状況です。これまで試行実施してきた事業や計画の内容については、平成23年度、平成24年度に、「基幹型保育所システムワーキングチームの検討経過をまとめ」として事業報告書を作成し、冊子を各保育園窓口に設置し、保護者の方がご覧になれるようにしているところです。また、全体計画については、平成24年度より4月の新入園児保

護者を対象とした説明会を開催しており、その中で、基幹型保育所システムの基本的な内容をご説明しております。さらに、市保育課のブログを活用し、研修の実施内容等を紹介する記事を掲載するなどの取組みも行っております。これら様々な形で、保護者の皆様へは基幹型保育所システムのご説明を行っておりますが、引続きご説明に努めてまいります。保育士向け研修では、毎回参加者から感想文を提出してもらい、参加者の意見等を伺っております。研修内容への建設的なご意見をいただくことはありますが、研修内容や基幹型保育所システムへの問題点を指摘したものは、これまではなく全体として高い評価をいただいているところです。

システムそのものについては、パブリックコメントの実施、保育士等の現場職員の意見聴取を行い作成した計画であり、また、現在試行実施している各種事業について、市内の保育士等から一定の高い評価を受けていますので、これを見直す予定はありません。しかしながら、保育士等の資質の向上のための研修や各種企画について、アイデアがございましたら市までご意見をお寄せいただければと思います。

8. 障害児の入院体制・支援の拡充を要望します。

障害児は公立保育園毎に概ね3名の障害児枠が設定されており、障害児枠と通常枠の両方が空いていないと入園出来ない状況です。公立保育園以外の民設民営園に関しては、市が障害児の入園に関与しておらず、園が障害児を引き受けるか否かを判断するため、障害児がさらに入園しにくい現状があります。加えて、認可保育園に入園できなかった場合、健常児よりもベビーシッター等の代替手段が乏しく両親が共働きを続けることが極めて難しい現状にあるため、障害児入園体制の改善は急務となっています。一方、障害児の発達は個別に大きく異なるため、よりきめ細かな、より専門的な対応が必要とされています。現状では、公立保育園では年2回程度、つくしんぼ発達センターより専門家が派遣されますが、子どもの成長は早く、また課題も成長と共に変化していくため、保育士と障害児とその保護者が安心して保育園生活を送るため、専門家の派遣の回数の増加が必要となっています。上記した状況を鑑みて、その問題解決のために下記3項目の改善を要望します。

①障害児が健常児と同程度に入園しやすい仕組み作りの策定をしてください。

*子ども福祉部 保育課

ご要望にある障害児の入園体制の改善については、概ね5年に一度、保育所の入所基準の見直しを行っています。昨年度「認可保育所入所基準検討会」を開催し、その中でも議論の対象となりました。検討の結果、平成25年度の入所から入所基準を改正し、障害児枠での入所希望の場合の加点を増やすだけでなく、障害のある兄弟姉妹がいる場合にも加点することとしました。それにより障害児をお持ちの世帯を少しでも支援できるよう改善を図っています。

障害児が入所できる定員については、私立園には具体的な障害児枠の設定はありません

が、園全体あるいはクラス毎の状況や保育士の配置を勘案して入所の可否を決定しています。昨今、私立園は障害児保育に力を入れている園も多く、少しでも多くの障害児を受け入れようと努力しています。そのため公立園以上に障害児を受け入れている園もございます。

②公立私立を問わず保育園全体に障害児保育についての保育研修の更なる充実施策をしてください。

＊子ども福祉部 保育課

障害児保育に関する研修は、26年度から稼働する「基幹型保育所システム」において充実を図ります。今年度も試行実施で市内全園を対象とした、障害児保育に関する研修を行ったところですが、今後も基幹型保育所がこどもの発達センターつくしんぼなどの外部機関との連携を図り、障害児保育に関する内容の向上を図ってまいります。さらに、「基幹型保育所システム」の事業として試行で実施している、市内全園を対象とした心理相談員巡回相談及び指定相談では、発達に不安のある児童の保育相談にあたっておりますが、このような事業も展開しながら、保育の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

③公立私立を問わず市内全保育施設に対して専門家の訪問を3ヶ月に一度以上の定期的頻度での充実を図ってください。

＊子ども福祉部 保育課

＊子ども福祉部 子育て相談室

現在、こどもの発達センターつくしんぼでは、公立・私立保育園、幼稚園などの施設を、各ご要望にお応えして、訪問指導させていただいております。各施設の保育士等の不安を、少しでも払拭でき、児童の発達に適した助言ができればというのが目的です。

ご要望は、こどもの発達センターつくしんぼで現在実施している訪問とは異なる、定期的な訪問の実施ということと捉えます。定期的な訪問のためには、対応できる十分な職員数が必要であることは否めず、なかなか難しい状況ではあります。しかし、関連課の実施実態もつかみつつ、調整した上で、できる限りご要望にお応えできるよう検討させていただきたいと考えます。

9. 保護者支援等の保育環境の整備と保育内容の充実、カリキュラムなどの園独自の活動等、園の柔軟な対応を要望します。

平成25年度の保護者連アンケート結果より、多くの意見・要望が出されました。市内には病児病後児一時保育等の新たな保育サービスが展開されていますが、その数は保護者にとってまだまだ十分とは言えません。また、職員とのコミュニケーションについては毎年項目として上がっているにも関わらず、なかなか改善が見られない状況にあります。以上二点に加えて、園間のサービス内容や教育内容・開園時間のバラつきをなくし、以下の

ような更なる質の高い運営を要望します。

①職員との密なコミュニケーションをお願いします。

②園児の発育や能力に応じた指導内容の充実をお願いします。

③園内の安全設備や遊具・プールなどの環境改善を要望します。

④病児保育病後児保育一時保育等の育児環境の更なる整備を要望します。

＊子ども福祉部 保育課

保育所の運営に当たっては、各保育所の園長の方針の下、各保育所が現場ごと創意工夫をしながら実施しております。保育の計画の基礎となる、保育課程について、公立保育所では従来までは全園統一の課程で運営をしておりましたが、保育所保育指針の改定に伴い、平成 21 年度から各園が園独自の柔軟な対応が可能となるよう、個別に作成するよう改めております。

次年度より本実施となります、「基幹型保育所システム」により、よりいっそうの保育内容の向上を図るべく様々な研修や事業の実施し、また、民間保育園との連携の過程において、民間保育園での保育の実績・保育の仕方なども参考にさせていただきながら、更なる向上を図ってまいりたいと考えております。

①職員との密なコミュニケーションをお願いします。

保育所保育指針においては、保育所は子どもの 24 時間の生活を視野に入れながら、子どもの最善の利益を考慮し、家庭との連携を密にして保育を行うこととされています。このことから、すべての園で、保護者との連携については保育所における重要な業務と位置づけられており、クラス懇談会の開催、保護者一人ひとりの個人面談の実施などの定期的な業務のほか、登降園の際の時間を利用した報告連絡などにより、保育園における生活と家庭における生活の情報共有を行っているところです。これらの業務のほか、担任との不定期な面談などは各園受け付けておりますので、園長や担任に相談し、時間が取れるよう調整していただきたいと思います。

②園児の発育や能力に応じた指導内容の充実をお願いします。

子ども一人ひとりの発達状況に応じた保育の実施は、保育所保育の基本であり、そのため、各園は年間指導計画・月間指導計画等を作成し計画的な保育を行っているところです。この点についても、「基幹型保育所システム」による各園の連携の中で、民間保育所の事例も参考にしながら、充実に努めてまいりたいと考えております。

③園内の安全設備や遊具・プールなどの環境改善を要望します。

園内の安全設備や遊具・プールなどについては、遊具は園の方針で設置しています。その他の安全設備やプールは、園の規模や敷地面積等との関係で多少の差が生じている状況

はございます。今後も一層の充実が図れるように努力してまいります。

④病児保育病後児保育一時保育等の育児環境の更なる整備を要望します。

病児保育については、平成 25 年 1 月から病院併設型施設で開始することができました。しかし定員が 2 名ということで、まだまだ足りないことは認識しております。ただ、医師の回診や感染性疾患に対応した隔離のできる保育室など難題もあります。定員を増やせるよう、今後も設置者と協議を続けていきます。

病後児保育については、新園舎に移転する市立ひかり保育園において開始する予定です。平成 26 年 4 月に公設民営化後、園運営の状況が安定し次第、保護者と協議の上、定員 4 名で開始します。これにより市の西地区にも病後児保育室が設置でき、地域的な偏在が解消できることになります。

一時保育については、市の補助事業として私立園 2 園で実施してきましたが、今年度途中から 1 園加わり 3 園での実施となりました。また、緊急一時保育は、市立こくぶんじ保育園で実施しています。その他、園独自の事業として認可・認可外合わせて 6 施設で実施しています。今後も充実に努めてまいりたいと考えております。

10. 学童保育所の狭小改善を要望します。

どの学童も定員を大幅に超えており、保育園の増加などから、今後も増えることが予想されます。学童保育所の増設や改築を行い、安全に保育できる広さを確保してください。また、五小については、高圧線の真下に学童施設があることから、健康面に配慮し、移転も視野に入れることを要望します。

＊子ども福祉部 子育て支援課

施設整備につきましては、計画的に進めており、今年度は、西恋ヶ窪学童保育所（9 小）の建替え、日吉町学童保育所（5 小）の修繕工事を行っております。他の施設の整備についても順次検討を行いたいと考えておりますが、一方で学校等の施設を活用させていただくことも検討してまいります。また、高圧線の関係については、研究をさせていただきたいと考えております。

11. 学童保育所の高学年受け入れを要望します。

4 年生以上も、せめて長期休業中のみでも受け入れていただく体制づくりを要望します。

＊子ども福祉部 子育て支援課

対象学年の拡大については、御存知のとおり、現在の対象学年について、入所要件に該当する児童全員を受け入れている状況の中で、スペースの拡大を直ちに行える状況はありません。また、夏休み期間等も、出席率や施設の状況等を考慮すると、現状としては厳しい状況にあります。

申し訳ありませんが、引き続き検討課題とさせていただき、児童館運営の充実や放課

後子どもプランの拡充等の充実策を併せて検討してまいります。

12. 学童保育所の民営化の進め方について要望します。

委託先を決定する際、保護者の意見も反映できる仕組みを強く要望します。

＊子ども福祉部 子育て支援課

指定管理者の募集を行う際には、事前に説明会を開催し、保護者の皆様から御意見を伺う機会を設けておりますが、その際にいただいた御意見につきましては、できるだけ仕様書等に反映するようにしております。今後も、そのように努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

13. 学童保育所と放課後子どもプランとの連携について要望します。

江戸川区の「すくすくスクール」、横浜市の「はまっこふれあいスクール」などを参考にし、学童に登録しない（高学年で登録できない）子にも、安全な居場所を提供できるよう体制づくりを要望します。1小で始まっているモデル事業を、保護者の意見も取り入れながら充実させ、市内に拡充できるよう要望します。

＊子ども福祉部 子育て支援課

子どもたちの居場所の拡充については、重要な課題であると認識しております。1小で準備を進めております、放課後子どもプランモデル事業につきましては、現在実施しているプランの実行委員の皆様とも協議をさせていただきながら、拡充を図ってまいりたいと考えております。また、市内における放課後の子どもの居場所については、保護者の皆様の御意見も伺いながら検討してまいります。

＊現在、国分寺市の小学校では、子どもたちに様々な食材を提供しながら実際の栄養バランスだけでなく、食への興味関心や食べることへの意欲を育む給食が提供されており、大変感謝しています。また、アレルギーを持つ子ども達が増えている現状で、個別に除去食を提供するなど、細やかな対応もして頂いています。地産地消の取り組みや食材ごとの放射線量検査の実施など、他市と比較して進んでいる対応もあります。食育についても、色々と取り組んでいただき感謝しております。さらに、教職員、保護者や地域の人たちが学校給食を通じて学べる機会を増やして頂くことを期待します。今後ともよりよい子ども達の成長のため学校給食の質の維持にとどまらず、ひきつづき向上の努力をお願いします。なお、わたしたちの要望が日本国憲法に保障された学ぶ権利及び生きる権利に基づくものであることを認めていただいていることを前提として以下、要望します。

14. 学校給食調理部門の民営化をこれ以上すすめないでください。

調布市でアレルギーによる死亡事故がございましたが、事故が起きた小学校は国分寺市の8小のシステムと類似する点が多くあります。そのため、少なくない保護者が国分寺市で

も起きるのではないかという不安を抱いています。また、民営化をすることで責任の所在があいまいになる危険があります。事故が起きた時にどこまでが市の責任なのか委託業者なのかの判断が困難です。これは、民営化によりシステムが複雑になるからであり、シンプルなシステムにするには市が直接運営する自校方式がベストだといえます。さらに、栄養職員と調理員とのコミュニケーションがとれないという問題があります。市の説明では、調理員の一部（主任と副主任）が栄養職員との協議で十分だということですが、栄養職員が伝えた内容が主任や副主任を通じて調理員全体に100%伝わるのは困難です。事故の起きている現場で共通する点と指摘されているのは、栄養職員と調理員とのコミュニケーションが充分にとれているかどうかという点です。栄養職員も調理員も同じ公務員だからこそフリーなコミュニケーションが可能になります。小学校給食調理業務委託仕様書の「8 業務内容」の（8）には「食育に関する学習活動への協力を行う」という記載があります。協力ということになっていますが、具体性に乏しく場合によっては食育という教育を民間に任せることになる危険があります。

*教育委員会 学務課

現在、第八小学校において実施している給食調理業務については、順調に業務が実施されており、小学校給食調理業務委託については、アウトソーシング実施計画により実施していく予定です。

今回の調布市での食物アレルギーによる事故については、児童におかわりを提供する時の確認不足であり、給食調理業務委託を行っていたために発生した事故ではないと考えます。

事故の対応については、内容によりますが教育委員会と学校、事業者がそれぞれ責任を持って、対応し、発生原因を追究いたします。

食育は主に教員や栄養職員が関わります。業者選定時に、現在行っている調理員が関わる食育活動を示し、委託後も同様に実施をしています。

15. 中学校給食は、生徒全員がおいしく食べられるよう、自校式給食へ発展させてください。

自校方式がとられている小学校給食に慣れ親しんだ子どもたちにとって、中学校給食は「冷たく・まずい」という感想が少なくありません。子ども達からは、「味付けの改善」「温かい献立の提供」「個人別食事量の調整」の意見がでております。市からも中学校給食の喫食量は8割あると聞いておりますが、子ども達は満足しておらず更なる改善を求めています。中学生の異常やせなど、自己流のダイエットの危険性を学ぶ機会は思春期の中学生の時を外すことはできません。身近なところで調理され、実際に口に入るまでも学べるようにするためにも、弁当併用外注方式から自校式給食に移行するようにしてください。

*教育委員会 学務課

中学校給食については、調理場の建築基準法の制約や調理設備・昇降リフトの設置など

学校運営上あるいは構造上の問題があり、ハード面の整備が難しいため、学校敷地内の調理場で実施することは難しいと考えています。

学校での食育指導の機会や、アンケート・試食会などで、生徒・保護者の方々の声を参考にさせていただいているところですが、さらに良い給食となるように努めてまいります。

16. 給食調理民間委託検証委員会の報告や今後の計画の進捗情報を早急に公開してください。

7月30日に開催した給食調理民間委託検証委員会（委託業者は欠席）の報告は何時公開されるのでしょうか。国分寺市のホームページにて公開するということで認識しておりますが、9月21日現在されておられません。また、2015年度には2校で実施すると計画では記載されておりますが、どこの小学校になるのか分からない状況であり、保護者は動揺しており心配しております。これ以上の動揺や心配を保護者にさせないようにするためにも、計画の進捗情報に関する情報の迅速な公開を求めます。

＊教育委員会 学務課

給食調理民間委託検証委員会の報告につきましては、近々ホームページで委員会等での報告資料等を掲載し、年度内には最終報告を公開していく予定です。

アウトソーシング実施計画では、2015年度に民間委託を2校実施する計画となっております。現時点では具体的なことは決まっていますが、今年度中には、次期調理業務委託実施校について、具体的に計画していく予定です。

17. 給食費の無料化を求めます。

学校給食も教育の一環であるということから無料化を求めます。子育て支援の観点からも、学校給食を無料化することで保護者が教育費負担の軽減を受けることができます。さらに市外への転出の抑制や市外からの転入を促す定住効果も期待でき、全員が平等にその恩恵を受けるというメリットがあります。

＊教育委員会 学務課

学校給食費については、学校給食法第11条（経費の負担）で、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とすると規定されています。

18. 市の財政健全化のために、地方交付税とそれに準ずる財源を活用し、枠配分方式を撤廃して、子どもの成長のために必要な予算を確保してください。

子育て支援は、将来の国分寺市を担う子どもを育てるための基礎となるものです。小学校給食の民営化の目的には「民営化によるコストの軽減」と記載されています。コスト削減のために子どもに関する予算を削減することでは、国分寺市のこれからの発展は望めません。枠配分方式の、限りが低い所に先にある予算立てでなく、子どもの成長のためにはこれだけの予算が必要であるという観点から出発した予算作成を要望します。

＊政策部 財政課

地方交付税等は、使途を特定せずどのような経費にも使用することができる一般財源であるため、特定の事業の財源に充当するものではありません。

枠配分の撤廃等については、【総論的要望】の2.でお示ししたとおりです。

ご指摘のとおり、子育て支援は、将来の国分寺市を担う子どもを育てるための基礎であると認識しています。

小学校給食調理業務については、アウトソーシング実施計画に記載のあるとおり、これまでどおり安全でおいしい給食の提供を維持しながら、「民営委託化によるコスト軽減」を目的としています。

子育て支援、子どもの成長のための予算については、ゼロベース部局積上げ方式により担当部局が必要経費を予算計上することになります。

19. 学校配当予算を削減せず、増額してください。

ここ数年国分寺の小中学校の予算が削減されています。ある学校では、図工の予算も2年前10万円減りました。児童数800人以上の学校なので1人当たり年間約500円で授業が行われることになります。年間50～80時間の授業時数あるので1時間にすると10円でもものをつくったり、絵を描いたりしなければなりません。これ以上予算を削減せず、増額してください。

＊教育委員会 庶務課

厳しい財政状況の中、市では事業の精査を行いゼロベースから予算を積上げにより予算編成を行っております。学校配当予算についてもここ数年一定の減額をせざるを得ない状況です。しかし、今後も積算見直しや有効活用の方法を探り、創意工夫により一定の水準を維持していくことに努めてまいります。

20. 給食の民営委託をこれ以上すすめないでください。

調布市でアレルギーによる死亡事故も起きています。栄養職員と調理員とのコミュニケーションがとれ、事故の起きないよう民営委託を進めないでください。

＊教育委員会 学務課

現在、第八小学校において実施している給食調理業務については、順調に業務が実施され、児童や保護者からも好評ですので、小学校給食調理業務委託については、アウトソーシング実施計画により、実施していく予定です。

今回の調布市での食物アレルギーによる事故については、児童におかわりを提供する時の確認不足であり、給食調理業務委託を行っていたために発生した事故ではないと考えます。

21. エアコンを特別教室にも早急に取り付けてください。

近年の気温上昇もあり、30度を超える日が続いています。児童・生徒の学習環境を整えてください。

＊教育委員会 庶務課

平成24年度に国・都補助金を活用し、全小中学校普通教室及び少人数教室へのエアコン設置工事は完了いたしました。しかしながら、児童生徒数の増や35人学級への対応等による普通教室及び少人数教室への対応が引き続きあります。そのため、特別教室については今後の検討課題といたします。

22. 労働安全衛生委員会を設置してください。

教職員の健康、安全を守るため、労働安全衛生法にのっとり、労働者が50人以上の学校及び50人未満でも、市で統括衛生委員会をつくるなどしてください。

＊教育委員会 庶務課

平成24年度に「国分寺市立学校衛生推進者選任要綱」を制定し、全小中学校に「衛生推進者」を選任しました。今後も教職員の労働安全意識の高揚を図るとともに、労働安全衛生体制の整備を図ってまいります。

23. 消費税増税（我等反対）、賃金デフレが続く中、就学援助の基準を改善してください。せめて改悪前の水準にもどしてください。

＊教育委員会 学務課

就学援助の認定基準は、市の財政状況を踏まえ、周辺市と同程度とする見直しを行いました。この水準を維持していくことに努力してまいります。

24. 修学旅行・移動教室における児童・生徒負担の補助金を増額してください。

＊教育委員会 学務課

各補助金の増額については現在の財政状況から困難であると考えていますが、現状の水準を維持していくことに努力してまいります。

25. 子どもに関する施策は、コスト削減という理由で民間委託にすることは、やめてください。

＊ほとんどの民間（企業）は利益追求が原則です。子育てに関する施策に利益追求はなじみません。質の低下が懸念されます。未来を担う子ども達にはお金をかけるべきです。

＊子ども福祉部 保育課

＊子ども福祉部 子育て支援課

＊教育委員会 学務課

市では、平成22年に策定した「アウトソーシング基本方針」に基づき、市が実施してい

るすべての業務を検討対象とした調査を行い、これに基づきアウトソーシング（民間委託等）を進めているところです。アウトソーシングを導入すべきかどうかの判断に当たっては、①業務効率の向上、②コスト削減、③サービス水準の向上を効果の視点として掲げており、したがって、国分寺市が進めているアウトソーシングについては、コスト削減のみをその目的として導入しているわけではございません。

子どもの分野においても、保育園・学童保育所・学校給食等のアウトソーシングを進めているところですが、同様に、コスト削減のみの理由で行っているわけではありません。このため、各事業のアウトソーシングの実施に当たっては、民営化ガイドライン・指定管理者制度の運用指針等を作成し、受託法人の選定にあたっては基準に基づく絶対的な評価を行い、そのサービス水準を担保したうえで事業を進めているところです。

国分寺市の小学校給食調理業務については、アウトソーシング実施計画（市立小学校給食調理業務委託）の「1 目的」で、これまでどおり、安全でおいしい給食の提供を維持しながら、「民間委託化によるコストの軽減」を目的としています。このため市では、小学校給食調理業務の民間委託校については、正規の栄養職員を配置することとし、委託業者の選定に当たっては、プロポーザル方式をとることとします。単にコスト面だけでなく、学校給食の意義やその特性を理解し、安全面・衛生面等を適切に遂行できることを含めて、総合的に判断し、事業者を選定しました。現在、第八小学校において実施している給食調理業務については、順調に業務が実施されています。

平成 21 年度に策定した、「国分寺市子育て・子育ていきいき計画」において、その基本理念として“一人ひとりを大切にみんながみんなの中で心豊かに育ち合い、支えあう”としています。今を生きる子どもたちは、将来の国分寺、ひいては将来の日本の重要な担い手であり、そのための良質な施策の展開は未来への重要な投資であり、なによりも、子どもたちの幸せな未来を心身ともに健やかに育成することは地方自治体の児童福祉の基本です。

今後も、子どもたちの福祉・教育環境が充実するよう、その効果的な施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

26. 子ども達に豊かな教育を保障して下さい。

①教育予算を増額して下さい。

*教育委員会 庶務課

厳しい財政状況の中、市では事業の精査を行いゼロベースから予算を積上げにより予算編成を行っております。学校配当予算についてもここ数年一定の減額をせざるを得ない状況です。しかし、今後も積算見直しや有効活用の方法を探り、創意工夫により一定の水準を維持していくことに努めてまいります。

②奨学資金を存続させて下さい。

＊教育委員会 庶務課

奨学資金支給制度については、公立高校の授業料無償化等から一定の年数が経過し、家庭の教育費負担の軽減が図られていると判断し、平成 26 年度より、新規支給者の募集は行わないこととしました。なお、現在支給している高校生については、修学期間終了時まで支給いたします。

③特別教室等クーラーのない教室にクーラーを設置して下さい。

＊教育委員会 庶務課

平成 24 年度に国・都補助金を活用し、全小中学校普通教室及び少人数教室へのエアコン設置工事は完了いたしました。しかしながら、児童生徒数の増や 35 人学級への対応等による普通教室及び少人数教室への対応が引き続きあります。そのため、特別教室については今後の検討課題といたします。

④ソーシャルワーカーを全校に配置するとともに、その充実を図ってください。

＊教育委員会 学校指導課

今年度スクールソーシャルワーカーは増員し 2 名体制で、市立小・中学校を巡回しております。また、緊急の対応があった場合は、随時派遣して対応しております。昨年度より充実した対応が行われるようになりました。

27. 中学校給食にも自校方式の給食を行ってください。

＊教育委員会 学務課

中学校給食については、調理場の建築基準法の制約や調理設備・昇降リフトの設置など学校運営上あるいは構造上の問題があり、ハード面の整備が難しいため、学校敷地内の調理場で実施することは難しいと考えます。

28. 公民館を有料にしないで下さい。

＊国分寺市の公民館は、文化水準が高く他の地域からも評価されています。国分寺市の誇れる財産のひとつです。市内にある五館の公民館は、それぞれ独立した公民館運営審議会があり、市民が中心になって活動しています。有料になると公民館を利用するグループは、サークル活動を維持することも難しくなります。誰もが差別されることなく、安心して使える、そして心の拠り所でもある公民館、無料で使える公民館を市民から奪わないで下さい。昨年より「市民の公民館の利用を有料にしないでください」との署名を議会に届けてまいりました。多くの方々に署名していただき 1, 110 筆以上になりました。多くの方々が有料にしないでほしいと願っています。このことを重く受け止めて下さい。

＊教育委員会 公民館

市では、平成 23 年 9 月に「国分寺市使用料・手数料の適正化方針」を定めました。

公民館では、この「適正化方針」に基づき使用料の見直しについて検討してまいりました。平成 24 年 10 月 20 日から 23 日までの間には、各公民館で市民説明会を実施し、市民のご意見を伺いました。

今後は、市民説明会などでいただいたご意見を参考に、減免の考え方や使用区分の変更等について庁内の協議を進めてまいります。これらの考え方がまとまった段階で、再度市民説明会を実施する予定であります。

29. 泉町地区に図書館を兼ねた公民館を作ってください。

＊教育委員会 公民館

市では昭和 45 年「国分寺市社会教育施設計画要綱」5 館構想の提案のもと昭和 63 年までに、市民の皆さんがご利用しやすく、市内全域をカバーできるように 5 つの公民館を設置いたしました。公民館ではさまざまな事業を、企画・立案・実施することで、多くの市民の皆さんにご利用いただいております。

泉町地区には、公民館とは違いますが集会所機能などを持った施設として「市立いずみホール」、「多喜窪公会堂」、「いきいきセンター」があり、多くの市民の皆さんにご利用いただいております。

これらのことから、現在泉町地区に公民館を、新たに設ける計画はございません。

図書館設置につきましても、以前からご意見を伺っており、平成 20 年に「市立いずみホール」正面玄関前にブックポストを設置、返却の利便性向上を図りました。今後は、泉町地区既存施設内に図書館窓口設置について、調査・研究をしていきたいと考えております。

国保・高齢者関係

30. 医療保険について、下記のとおり要望します。

①国民健康保険法には国保は「社会保障」であり、国の運営責任が明記されています。自治体として国保を守る立場から国の責任を明確にし、国庫負担の増額を要請して下さい。

＊福祉保健部 保険課

全国市長会から要請を行っております。

②平成 26 年度からの国民健康保険税の値上げを中止して下さい。もともと国保財政は保険税で賄えないことは出発点からわかっていることです。別の対策をとってください。

＊福祉保健部 保険課

国民健康保険税の改定は、国分寺市国民健康保険運営協議会（法定設置）にその是非を諮り、その後市議会で国分寺市国民健康保険条例の改正を審議いただくことになります。